
高知観光リカバリーキャンペーン

交通費用助成事業

旅行者版

取扱マニュアル【11校】

Version 20/07/21 20:00

1. はじめに

本書は、新型コロナウイルス感染拡大により大幅に減少した県外観光客を本県に呼び戻すために実施する、本県独自の「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業における助成金の交付手続きをまとめたものです。本書を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせ下さい。

■目次

1. はじめに	1
2. 「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業について	2
3. 交通費用助成事業の申請スキームについて	5
4. 交通費用助成事業の対象イメージ	7
5. 様式及びその入手方法について	8
6. 連絡先	8
7. 「高知観光リカバリーキャンペーン」専用ホームページについて	8
8. ETC 利用照会サービスについて	8

2. 「高知観光リカバリーキャンペーン」交通費用助成事業について

(1) 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大により大幅に減少した県外観光客を本県に呼び戻すことが何よりの目的です。国の「Go To トラベル キャンペーン」に連動する形で、本県独自の誘客事業として、県内宿泊を伴う旅行に対して、交通費用の一部（上限5,000円）を助成することで、本県観光の早期回復を目指します。

(2) 交通費用助成事業とは（対象となる内容）

県内宿泊を伴う旅行のうち交通費用に対して、一旅行当たり**1人（台）上限5,000円**の助成金を交付します。交通費用が5,000円に満たない場合は、その実費を交付します。

交付対象経費は、県内宿泊を伴う旅行のうち交通費用相当額とします。但し、旅行会社を取り扱う交通費用を含む旅行商品において、旅行代金の内訳が明示されない場合は、旅行代金の金額を交通費用相当額として取り扱うこととします。また、自家用車等で高速道路を利用した場合は、1台当たりの高速道路利用料金を対象とします。

なお、助成金を受けられるのは、旅行者と旅行会社であり、以下のとおり申請することができます。

1. 旅行者自らが助成金を申請できる場合

旅行者自らが宿泊や交通手段を購入した場合や、旅行会社が販売する旅行商品において、本事業を活用せず交通費用が割引されていない企画旅行又は手配旅行を購入した場合。

2. 旅行会社が助成金を申請できる場合

旅行会社が本事業を活用して、交通費用を予め割引した企画旅行または手配旅行を旅行者に販売した場合。（既存の旅行商品を、店頭等で割引した場合も含む）

※交通費用を予め割引された企画旅行又は手配旅行を購入した旅行者が、旅行後に助成金を申請することはできません。

なお、期間中、同一旅行者が複数回、高知県内で宿泊を伴う旅行をした場合は、その度に申請することができます。

(3) 対象となる期間

対象期間は、以下のとおりです。

令和2年7月22日(水)～令和3年2月28日(日)の宿泊を対象とします。

なお、高知県内で宿泊した最終日から、30日以内に助成金の申請が必要です。

但し、申請の最終受付日は、令和3年3月10日(水)の消印有効とします。

※期間内であっても助成金が上限に達し次第、終了となります。ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、お住まいの都道府県の移動に関する方針に沿った行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大再発により、直ちに事業を休止する場合があります。休止期間中は、原則として助成金の交付対象といたしません。

(4) 助成金

助成金の対象は、交通費用・高速道路利用料金等、以下の通りです。宿泊を伴う旅行代金のうち交通費用に対して、**一旅行当たり1人(台)上限5,000円**を助成します。交通費用が5,000円に満たない場合は、その実費を交付します。

助成対象数 112,000人(台)【20万人泊見合い】

なお、助成金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、助成金を受けられない恐れがあります。申請受付状況については、専用ホームページでご確認いただくか、事務局へお問い合わせください。

【助成金の対象】

交通費用：居住地から高知県内の目的地までのメイン交通手段

航空機、鉄道、高速バス、観光バス、フェリー、周遊バス、貸切バス、定期船の1人当たりの料金、タクシーの運賃やレンタカーを借り受ける1台当たりの料金。

なお、カーシェアリングや定期乗車券の購入に係る料金は対象外。

※乗車中における飲食に係る費用は助成の対象外です。(例 観光列車で提供されるお弁当)

高速道路利用料金：

居住地の最寄りインターチェンジから高知県までの間に高速道路を利用した1台当たりの料金。

途中のインターチェンジで、一旦高速道路を退出した場合も対象とします。

なお、高速道路の対象車両は、自家用車、レンタカー、自動二輪車、自家用バス等です。

※車両の運行に必要な燃料代や消耗品費等は対象外です。

※旅行者が助成金を申請する場合には、領収書や利用明細書が必要です。

(5) 対象となる宿泊施設

高知県内の宿泊とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項により高知県知事または高知市長の許可を受けた宿泊施設、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項により、高知県知事または高知市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出を

した住宅で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除きます。

なお、指定する宿泊証明書を発行する宿泊施設に限ります。

対象宿泊施設は、専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ URL <https://kochi-experience.jp/recovery/index.html>

（6）その他注意事項

本事業における助成金の交付は、日本国内の金融機関に預金口座を持つ個人・法人に限ります。

国が実施する「Go To トラベルキャンペーン」を利用し、旅行後に割引分の還付を申請する場合には、「Go To トラベルキャンペーン」の事務局に宿泊証明書を提出することが必要があります。本事業で提出する宿泊証明書と、お間違えのないようご注意ください。

3. 交通費用助成事業の申請スキーム

(1) 概要

旅行者が助成金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれにスキームが異なります。以下の通りとなりますので、予めご承知おき下さい。

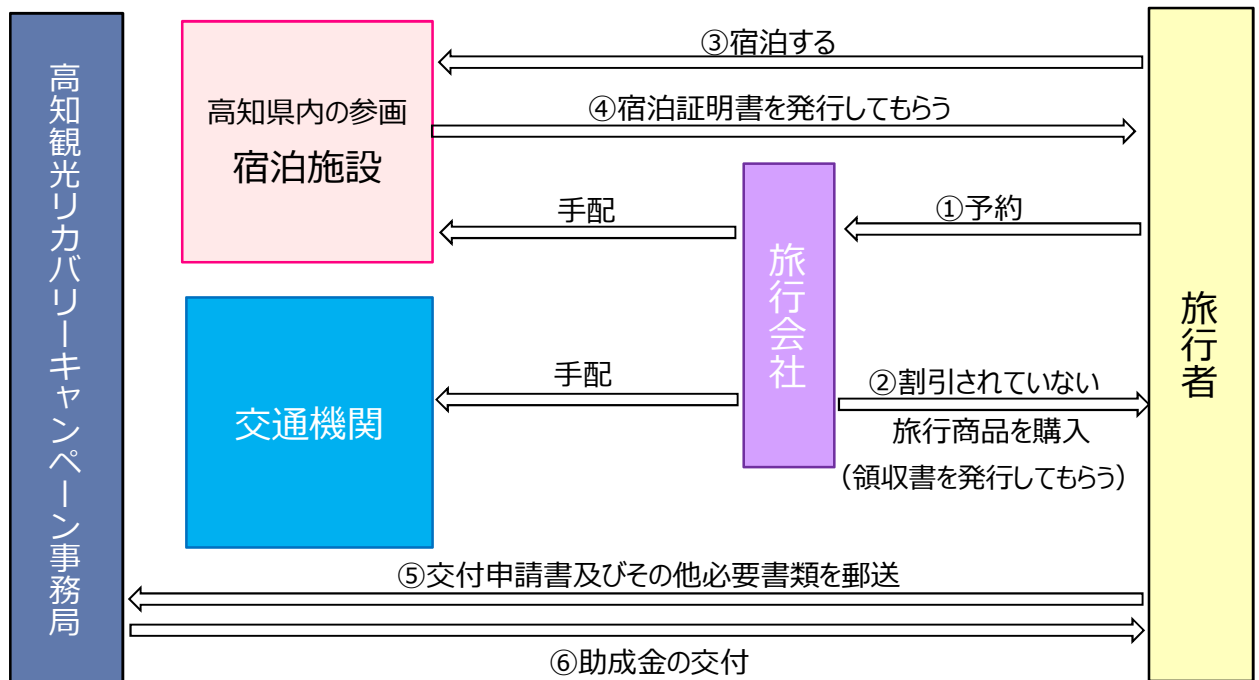
- ・旅行者自らが申請……旅行者が旅行会社を通じて割引されていない旅行商品を購入した場合((2)1 のケース)

旅行者が宿泊や交通手段を直接予約した場合((2)2 のケース)

※交通費用を予め割引された旅行商品を購入した旅行者が、旅行後に助成金を申請することはできません。

(2) 旅行者自らが申請する場合

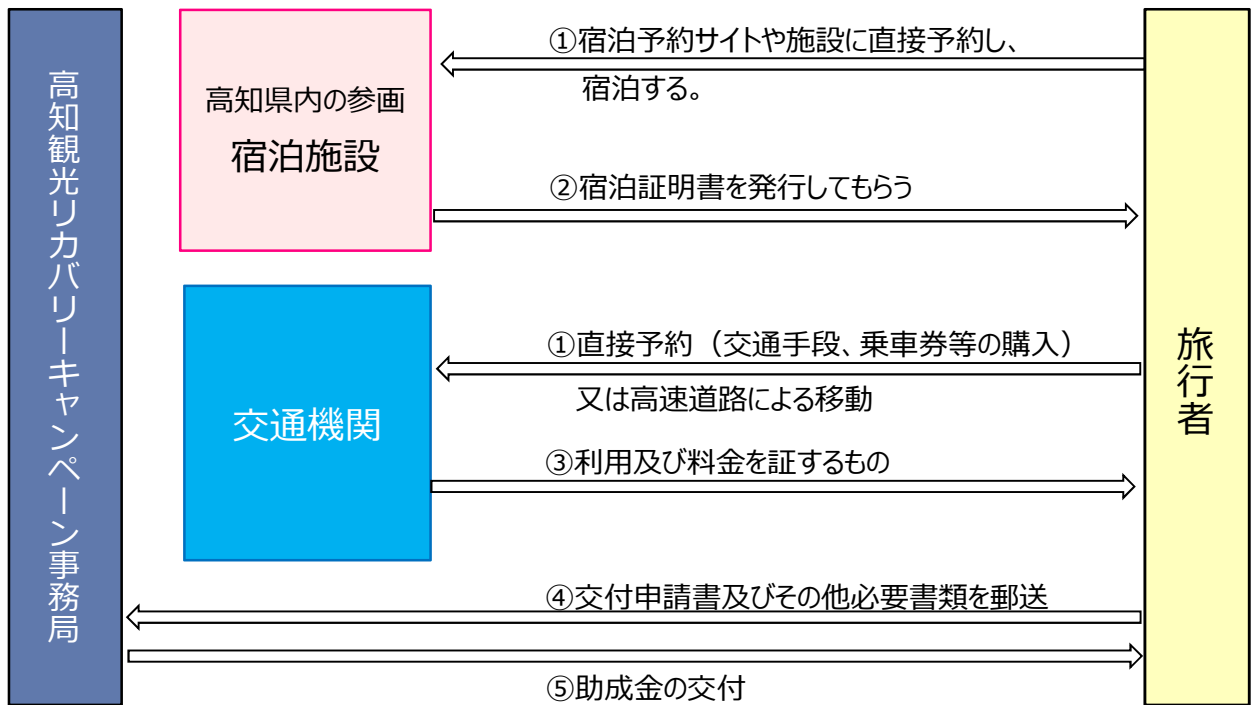
1、旅行者が旅行会社を通じて割引されていない旅行商品を購入した場合



【申請までの流れ】

- ①旅行者は、旅行会社を通じて宿泊や交通手段を予約する。
 - ②旅行者は、旅行会社から割引されていない通常価格で旅行商品を購入する。
 - ③旅行者は、高知県内の参画宿泊施設に宿泊する。
 - ④旅行者は、宿泊施設から宿泊証明書を発行してもらう。
(チェックイン時に宿泊証明書の発行を依頼する)
 - ⑤旅行者は、高知県内で宿泊した最終日から30日以内に、交付申請書及び必要書類を事務局へ郵送により、助成金を申請する。
 - ⑥事務局は、旅行者から郵送された交付申請書及び必要書類が整っていることを確認し、7日以内に旅行者へ助成金を交付する。
- ※助成額は、一旅行1人当たり上限5,000円。但し、タクシーの運賃やレンタカーの借り受け費用、高速道路利用料金は、1台当たり上限5,000円。

2、旅行者が宿泊や交通手段を直接予約した場合



【申請までの流れ】

- ① 旅行者は、宿泊と交通手段を直接予約し、高知県内の参画宿泊施設に宿泊する。
 - ② 旅行者は、宿泊施設から宿泊証明書を発行してもらう。
(チェックイン時に宿泊証明書の発行を依頼する)
 - ③ 旅行者は、交通機関から利用及び料金を証するものを発行してもらう。
 - ④ 旅行者は、高知県内で宿泊した最終日から 30 日以内に、交付申請書及び必要書類を事務局へ郵送により、助成金を申請する。
 - ⑤ 事務局は、旅行者から郵送された交付申請書及び必要書類が整っていることを確認し、7日以内に旅行者へ助成金を交付する。
- ※助成額は、一旅行 1 人当たり上限 5,000 円。但し、タクシーの運賃やレンタカーの借り受け費用、高速道路利用料金は、1 台当たり上限 5,000 円。

【旅行者からの申請書類】（高知県内の宿泊最終日から 30 日以内に提出）

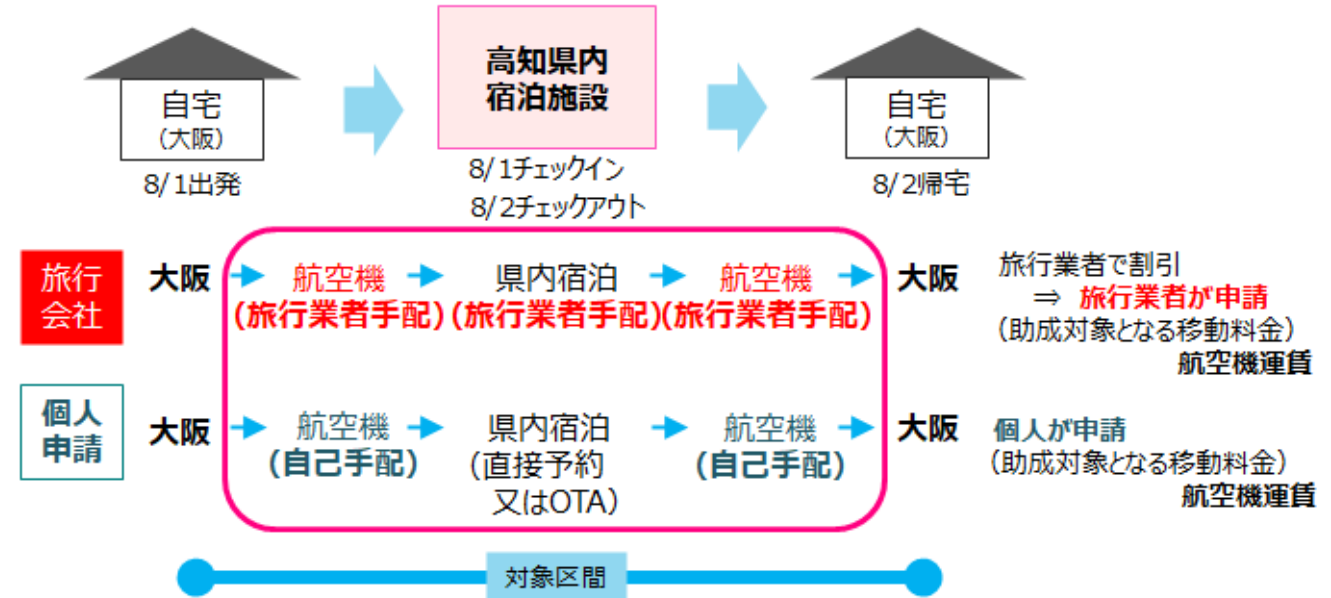
- 交付申請書兼請求書（住所、代表者名、同行者氏名、振込口座、請求額等）
 - 個人情報の取扱いに関する同意書
 - 旅程確認書兼旅費計算書
 - 指定宿泊証明書
 - 交通機関の利用及び料金を証するもの
(対象経路分の高速道路料金の ETC 利用明細書又は領収書、航空機や鉄道等の領収書など料金が記載されているもの)
 - 振込先口座番号がわかる書類
(通帳(口座番号及びカナ氏名が書かれた部分のコピー)等)
- ※ その他必要と認められる書類を提出していただく場合があります。

4. 交通費用助成事業の対象イメージ

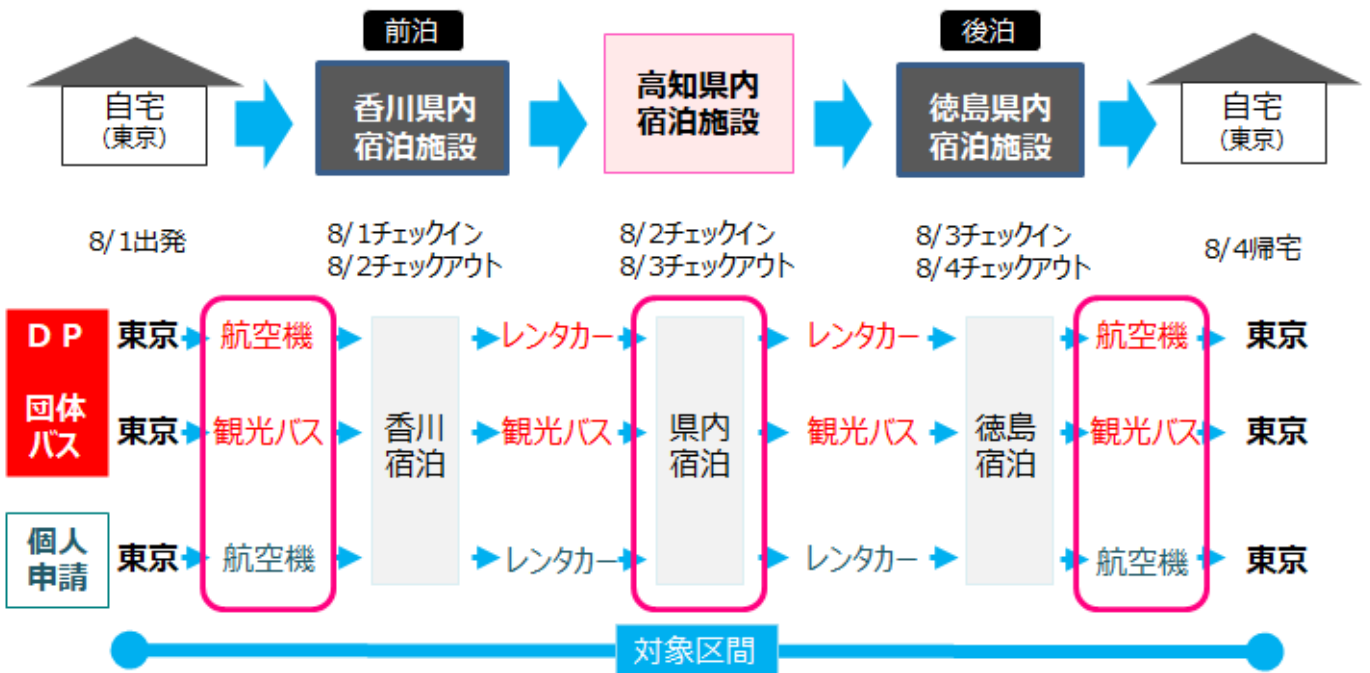
対象区間 発地から高知県内の目的地を経由し発地に戻るまでの交通費用

□ …… 申請は、メイン交通機関と県内宿泊が証明できれば可能

パターン1 自宅発着で高知のみで宿泊する場合



パターン2 香川県で前泊し、高知県で1泊したあと、徳島県で後泊する場合



□ …… 申請は、メイン交通機関と県内宿泊が証明できれば可

5. 様式及びその入手方法について

各種様式は、下記の専用ホームページより入手できます。

※インターネット環境が整っていない場合は、高知観光リカバリーキャンペーン事務局にお問い合わせください。

6. 連絡先

高知観光リカバリーキャンペーン事務局

住 所 / 〒780-0841 高知市帯屋町 2 - 5 - 11 NTT 西日本高知中ビル内

電 話 / 0570-001-600(ナビダイヤル)

F A X / 088-802-6036

E m a i l / kochi-recovery@asahi.email.ne.jp

営業時間 / 09:30~18:00

営 業 日 / 期間中無休

(令和2年12月29日(火)~令和3年1月3日(日)はお休みします。)

7. 「高知観光リカバリーキャンペーン」専用ホームページについて

令和2年7月15日(水)より専用ホームページがオープンしています。

<https://kochi-experience.jp/recovery/index.html>



8. ETC 利用照会サービスについて

ETCで高速道路を利用する場合は、以下のETC利用照会サービスから利用明細書を印刷することができます。

ETC ETC利用照会サービス

<https://www.etc-meisai.jp>

料金所において、高速道路等の料金を現金で支払った場合は、領収書が発行されます。

※発行された領収書を紛失した場合は、再発行されませんのでご注意ください